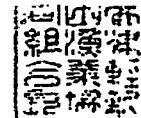




## 內共第13号第五種共同漁業權遊漁規則



西津軽新田漁業協同組合

内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、西津軽新田漁業協同組合が免許を有する内共第13号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（ふな）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場の区域内において手釣・竿釣・たも網・投網の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ組合の承認を受け、第6条第1項の遊漁料を同条第1項の方法により納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 この漁場の区域内で手釣・竿釣・たも網及び投網以外の漁具漁法により遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア. 魚種	イ. 期 間
ふな	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

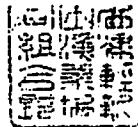
第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 全長
ふな	6センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合、西津軽新田漁業協同組合（つがる市木造若宮1 西津軽土地改良区内）において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表に50円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期 間	遊漁料
ふな	投網	1 日	300円
		1 年	4,000円
	たも網	1 日	100円
		1 年	2,000円
	手釣・竿釣	1 日	100円
		1 年	2,000円



2. 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、それぞれ右欄のとおりとする。

1. 小学生未満の幼児	無料
2. 小中学生、肢体不自由者	無料

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条の承認をしたときは、別記様式第1号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第6条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス（菖沼のみ）、ウグイ、フナ、ウナギ	手釣り 竿釣り	15,000円
渓流魚	ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス（菖沼のみ）、ウグイ、フナ、ウナギ	手釣り 竿釣り	8,000円

2. 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東4丁目1番地15号）

3. 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

4. 遊漁に関しては、当該承認証を所持しなければならない。

5. 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第6条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これ提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

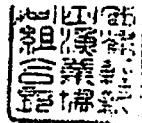
3. 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4. 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

5. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行なうことができる。

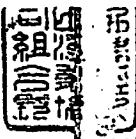


2. 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。





別記様式第1号

## 遊漁承認証

(表)

(裏)

NO

### 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します。

記

遊漁者 住所  
氏名 (年令)

承認期間

魚種

漁具漁法

遊漁区域

遊漁料

施行者 西津軽新田漁業協同組合 印

### 注意事項

1. 本証を携帯しなければ遊漁することができません。
2. 本証は他人に貸与してはいけません。
3. 漁場監視員の要求があるときは本証を提示しなければなりません。
4. 遊漁者は適当な距離を保ち他の者に迷惑になるような行為はしないこと。
5. 遊漁者はみだりに川底又は沼底をかくはんしてはいけません。
6. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

別記様式第2号

## 漁場監視員証

(表)

(裏)

NO

### 漁場監視員証

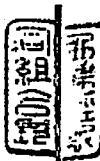
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

主所  
主名 (年令)  
有効期間

施行者 西津軽新田漁業協同組合 印

1. 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること
2. 本証は他人に貸与してはいけません。
3. 監視員は規則の励行に関して必要な指示を行なうことができる。
4. 違反者を発見したときは直ちにその者の遊漁の中止を命ずるとともに、このことを組合長に報告すること。
5. 「ナメ流し」については、特に厳重に監視すること。



別記様式第3号

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令	歳
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日～12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0009 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX 0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名	年令	歳
住所		
渓流魚	●有効期間 平成 年1月1日～12月31日 ●魚種 渓流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0009 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX 0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

■県内共通遊漁承認証の概要

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニクマス、ヒメマス(雄沼のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ。	左記魚種からアユだけ除く。
遊漁料金	15,000円	8,000円
算定と 遊漁期間	1月1日から12月31日までの年間のみ(年間ごとの適用期間は、内水水面漁業規制期のきまりによる)。	
遊漁区域	青森県内の河川(雄沼・十和田湖・大正子川・深浦川・馬淵川)流域(戸廻協会内及び平川(大引)内外面遊漁券内を除く。また、県内外水面漁業規制券や各地方の遊漁規則で定められた適用除外区域がある)。	
道具・遊法	手釣り、竿釣り。	

- ・共通遊漁券は、遊漁会員りん会等の特別なイベントには適用できません。
- ・共通遊漁券は、記載された本人以外が使用できません。また、他人に譲り、譲渡することはできません。
- ・その他 詳しいことは、**連絡手帳**をお読み下さい。



## 様 式 第3号 漁 場 監 視 員 証

(表)

NO	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを 証明します。	
記	
氏名	(年令 )
住所	
有効期間	
発行者 車力漁業協同組合 印	

(裏)

- 1、漁場監視の際はかならず本証を携帯すること。
- 2、本証は他人に貸与してはいけません。
- 3、監視員は、規則の履行に関して必要な指示を行なうことができる。
- 4、違反者を発見したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命ぜるとともに、このことを組合長に報告すること。
- 5、「ナメ流し」については、特に厳重に監視すること。